

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 28 年度から平成 30 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 30 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 28 年度及び平成 29 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 76 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 61 件で、改善率にして 80.3%（昨年度は 78.4%、一昨年度は 73.1%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況				
		28 年度	29 年度	30 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
30 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関		52	45	6		1	
		出資法人等		3	3				
		小計		55	48	6		1	
	重点行政監査 (指定管理者制度)		5	4				1	
	計		60	(86.7%) 52	(10.0%) 6		(3.3%) 2		
29 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	65	9	5	3	1		
		出資法人等	10	1		1			
		小計	75	10	5	4	1		
	重点行政監査 (団体等への監査・検査)	5	4	3	1				
	計	80	14	(57.1%) 8	(35.7%) 5	(7.1%) 1			
28 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	54	6	2	1	1		
		出資法人等	22	1	0				
		小計	76	7	2	1	1		
	テーマ監査 (補助金の適正な執行)	9	0	0					
	計	77	7	(50.0%) 2	(50.0%) 1				
合計				76	(80.3%) 61	(15.8%) 12	(1.3%) 1	(2.6%) 2	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、平成 30 年度監査分が 87.3%，平成 29 年度監査分が 93.2%，平成 28 年度監査分が 98.5%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)	
				年度				
				29	30	31		
30	55	0	55		48	48	87.3%	
29	75	1	74		64	5	69	93.2%
28	76	8	68	63	3	1	67	98.5%

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（平成 30 年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定額や確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行い、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（教育委員会事務局）

(2) 指定管理者制度について（平成 30 年度重点行政監査）

「指定管理者制度導入施設の管理運営状況」の施設の管理経費収支に関して、委託料と支出額が収支均衡となるように作成していたものを、経営状況の実態が把握できるよう作成方法が改められた。また、利用料金の減免額が県の予算上限額を超えたため、減免額の一部が補填されていないケースについては、減免額を補填するよう、改善が図られた。（総務局，土木建築局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

広島がん高精度放射線治療センターについて（平成 30 年度定例監査）

広島がん高精度放射線治療センターについて、現状を踏まえた上で、機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、県の負担を明確にするよう求めるとともに、地域医療再生計画で示された当センターの当初の設置目的が正しく実現されるよう、運営協議会において今後の方針を検討する必要がある。（健康福祉局）

《確認基準》

区 分		内 容	摘 要
A	改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
	改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
B	改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
C	検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
D	取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。 (改善も検討もしていないもの)	
E	その他（妥当又はやむを得ない）	執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。	その後の取組状況の報告を求めない
F	その他（見解の相違）	監査委員と執行機関との考え、見解に相違があるもの。	
G	その他（その他）	その他（上記以外のもの）	